

新潟県条例第29号

新潟県情報公開条例及び新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例  
(新潟県情報公開条例の一部改正)

第1条 新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「実施機関」とは、知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに新潟県住宅供給公社（以下「公社」という。）をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(行政文書の公開義務)</p> <p><b>第7条</b> 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「実施機関」とは、知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに新潟県住宅供給公社<u>及び新潟県土地開発公社</u>（以下「公社」という。）をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(行政文書の公開義務)</p> <p><b>第7条</b> 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県、<u>国</u>若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>

(新潟県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p><b>第17条</b> 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p><b>第17条</b> 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務</p>

<p>又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県、<u>国</u>若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>
---	--

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 新潟県土地開発公社の解散により他の実施機関(第1条の規定による改正後の新潟県情報公開条例(以下「新条例」という。)第2条第1項に規定する実施機関をいう。)が保有することとなった新条例第2条第2項に規定する行政文書(新条例附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされた新潟県情報公開条例(平成7年新潟県条例第1号)第2条第2項に規定する公文書を含む。)については、解散前の新潟県土地開発公社の役員及び職員が職務上作成し、又は取得した時において、当該実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものとみなし、新条例の規定を適用する。